

入札告示

札幌市告示第 3493 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）の規定に基づいて告示する。

令和 6 年 8 月 23 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒006-8612 札幌市手稲区前田 1 条 11 丁目 1 - 10

札幌市手稲区市民部総務企画課庶務係

電話 011-681-2425 FAX 011-681-2523

メールアドレス teine-somukikaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 調達件名 手稲区役所保険年金課事務室防煙垂れ壁設置業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日（金）まで
- (4) 履行場所 手稲区総合庁舎（札幌市手稲区前田 1 条 11 丁目 1 - 10）
- (5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）台 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設

等小規模修繕業」に登録されている者であること。

- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人間関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出方法

上記 1 に掲げる場所に持参又は送付により提出すること。

(2) 入札説明書の交付方法

上記 1 の場所にて交付するほか、下記 URL のホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/teine/shimin/keiyaku/ippankkyousou/20240823.html>

(3) 入札書の提出期限

令和 6 年 9 月 6 日（金）12 時 00 分（送付による場合は必着のこと。）

(4) 開札の日時及び場所

日時 令和 6 年 9 月 6 日（金）13 時 10 分

場所 札幌市手稲区役所 3 階 D 会議室（札幌市前田 1 条 11 丁目 1 - 10）

(5) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所

上記 1 に同じ

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札の無効

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第 11 等各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 13 条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示があつたにも関わらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。